

海を目指して、陸を走る

会員 松田 大地

「海の弁護士になりたい」。そう思って、海事法務を主に扱う事務所に入所しました。ロースクールで出会った船舶事故や国際取引の世界に憧れての船出でしたが、登録から半年余り、記憶に最も濃く残っているのは、意外にも陸の上の刑事弁護です。

ある日、当番弁護の一報が入りました。家族間で起きた事件でした。逮捕二日目に初めての接見に向かうと、アクリル板の向こうに座っていたのは、想像していた「被疑者」ではなく、疲れて途方に暮れた、ひとりの生活者でした。この人の明日は、これからの弁護活動にかかっている。背中が急に重くなったのを覚えています。

逮捕段階の弁護活動は、時間との勝負でした。逮捕から勾留請求までは最長でも72時間。その日の夜、被害者であるご家族を訪ね、宥恕をお願いし、許すための条件を一つずつ聞き取りました。その足で近くのコンビニに駆け込み、その条件を誓約書に起案し、店内のプリンターで印刷して、ご自宅のポストに投函しました。

翌朝一番、まずご自宅で内容のご了解をいただき、警察署で本人に誓約書へ署名してもらいました。再びご自宅に伺い、誓約書と引き換えに、検察官宛ての宥恕文言付きの上申書にご家族が署名してくださいました。それらを添えて、勾留請求をしないよう求める意見書を検察官に提出しました。

それでも、勾留請求はされました。「昨日までの活動は何だったのか」と無力感に襲われましたが、落ち込んでいる時間はありません。本人に前科がつくことを望まず、一日も早い仕事への復帰を願う

ご両親から改めて話を聞いて陳述書を作り、検察庁で本人と会って裁判所宛ての誓約書に署名してもらい、その足で東京地裁の令状部に意見書を提出しました。その後の電話面談で、裁判官から、弁護人がいろいろ活動されているので基本的には却下する方向で考えている、との言葉をいただきました。受話器を握ったまま、「ありがとうございます」と思わず頭を下げました。

結果、勾留請求は却下されました。後に知ったのですが、却下率は全国で4%ほど。かつては0.1%台だったそうです。あの数日間の重みを、改めてかみしめました。

処分はまだ出ていません。不安がないと言えは嘘になりますが、依頼者の生活は、住まいも仕事も、既に再出発を始めています。被害者の側にも、言葉にしがたい事情と感情がありました。双方の思いを聞き、書面に翻訳し、橋を架けていく。書面は冷たいようでいて、人の思いを運ぶ器なのだと知りました。走った分だけ、依頼者の明日が変わるのだと思います。

海事の事件では、まだ「大活躍」にはほど遠い毎日です。それでも、海の上でも陸の上でも、困っている人の隣で一緒に走るという基本は変わらないはずです。専門分野を持ちつつ、相談には分野を問わず向き合う事務所の先輩方に倣い、今日も目の前の一件に全力で取り組みます。

最後になりましたが、リレーエッセイの第一走者という大役をいただき、ありがとうございました。当会所属の先輩方、これからもどうぞよろしくお願いします。